



2025 年 4 月 25 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 C L ホ ー ル デ ィ ン グ ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 内 川 淳 一 郎
(東証スタンダード・コード番号 4286)
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 営 企 画 ・ 管 理 管 轄 野 田 直 樹
(T E L 0 3 - 6 8 9 0 - 1 8 8 1)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下、本自己株式処分）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1)	払込期日	2025年5月16日
(2)	処分する株式の種類および数	当社普通株式 20,260株
(3)	処分価額	1株につき830円
(4)	処分価額の総額	16,815,800円
(5)	割当予定先	【退職時譲渡制限解除型】 当社の取締役（社外取締役等を除く） 4名 12,600株 【特定期間勤務継続型】 当社の執行役員（委任型および雇用型） 12名 7,660株
(6)	その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 処分の目的および理由

当社は、2023年2月28日付の取締役会において、当社の取締役（社外取締役等を除く。以下、対象取締役）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、中長期的な企業価値向上に向けた取り組みや株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決定いたしました。また、2023年3月30日開催の第35期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報

酬として、対象取締役に対して年額 50,000 千円以内の金銭報酬債権を支給することおよび譲渡制限付株式の譲渡制限期間を払込期日から当社の取締役等の地位を退任する日までの期間とすることにつき、承認されております。また、譲渡制限付株式報酬制度により、当社が新たに発行または処分する普通株式の総数は、対象取締役に対して年 65,000 株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とし、その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とすることにつき、承認されております。

対象取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度について承認されたことを受け、当社は、執行役員（委任型および雇用型）（以下、対象取締役と併せて、「付与対象者」と総称します。）に対して、対象取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の全部または一部を適用した制度（以下、対象取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度と併せて、「本制度」と総称します。）を導入いたしました。

本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

当社は、本制度の目的、当社の業況、各付与対象者の職責の範囲および諸般の事情を勘案し、各付与対象者に金銭報酬債権合計 16,815,800 円（以下、本金銭報酬債権）、普通株式 20,260 株を付与することといたしました。本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である付与対象者 16 名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下、本割当株式）について割当を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と付与対象者との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下、本割当契約）の概要は、下記 3. のとおりです。

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

<退職時譲渡制限解除型>

譲渡制限付株式の割当てを受けた付与対象者は、払込期日から退任（ただし、退任と同時に当社および当社の子会社（以下、当社グループ）の取締役、監査役、執行役員または使用人のいずれかの地位に就任または再任する場合は退任に該当しないものとする。）するまでの間（以下、在任期間）、本割当株式について譲渡、担保権の設定その他一切の処分をすることができない。

<特定期間勤務継続型>

譲渡制限付株式の割当てを受けた付与対象者は、払込期日から 2 年が経過する日までの間（以下、上記の在任期間と併せて「本譲渡制限期間」と総称する。）、本割当株式について譲渡、担保権の設定その他一切の処分をすることができない。

② 譲渡制限付株式の無償取得

<退職時譲渡制限解除型>

譲渡制限付株式の割当てを受けた付与対象者が、払込期日から 1 年が経過する日までに、当社グ

ループの取締役、監査役、執行役員または使用人のいずれの地位からも退任した場合（ただし、（i）退任と同時に上記の地位のいずれかに就任または再任する場合、（ii） 正当な理由により上記のいずれの地位からも退任したものと当社取締役会が認めた場合および（iii）死亡により退任した場合を除く。）には、当社は、付与対象者が退任した時点をもって、本割当株式を当然に無償で取得する。なお、死亡により退任した場合には、原則として（1）本割当株式数から（2）払込期日を含む月から対象取締役が当社グループの取締役、監査役、執行役員または使用人のいずれの地位からも死亡により退任した日を含む月までの月数を 12 で除した数に、本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）を引いた数の本割当株式を無償で取得する。

<特定期間勤務継続型>

譲渡制限付株式の割当てを受けた付与対象者が、払込期日から 1 年が経過する日までに、当社グループの取締役、監査役、執行役員または使用人のいずれの地位からも退任した場合（ただし、（i）退任と同時に上記の地位のいずれかに就任または再任する場合、（ii） 正当な理由により上記のいずれの地位からも退任したものと当社取締役会が認めた場合および（iii）死亡により退任した場合を除く。）には、当社は、付与対象者が退任した時点をもって、本割当株式を当然に無償で取得する。なお、死亡により退任した場合には、原則として（1）本割当株式数から（2）払込期日を含む月から付与対象者が当社グループの取締役、監査役、執行役員または使用人のいずれの地位からも死亡により退任した日を含む月までの月数を 12 で除した数に、本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）を引いた数の本割当株式を無償で取得する。

③ 株式の管理

本割当株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社の指定する証券会社が付与対象者向けに開設する専用口座において管理される。

④ 組織再編等における取扱い

本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会決議により、本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

4. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2025 年 4 月 24 日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 830 円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上